

<区長の基本姿勢について>

質問：国は憲法改悪、集団的自衛権の行使容認を急ぎ、日本を再び戦前に戻そうとしている。非核都市宣言をし、平和首長会議に加盟する練馬区長として、この危険な動きを止めるよう国に働きかけるべきだがどうか？

回答：憲法を擁護し、遵守して区政執行している。平和を愛する基本姿勢のもと、区民の生命・身体及び財産を守ることが、区政運営の基本と考える。集団的自衛権を含む、憲法の解釈や改正については、憲法制定権を本来的に有する国民による議論が最も大切で尊重されるべきで、国に意見を表明する考えはない。

質問：「スポーツ祭東京 2013」の銃剣道大会が練馬総合体育館で開催され、区内の小・中学校の児童・生徒が協力させられている。しかし、区民からは開催中止を求める要望書が出されている。戦前の少国民を知る区長としてどのように受け止めているのか？

回答：銃剣道は我が国固有の文化であり、国体の正式競技。大会の成功に向け、万全を期す。区内の小・中学校の児童・生徒を動員することについては、快くご協力いただいている。

質問：外環道については、地域住民はコミュニティの分断や生活環境の悪化への懸念から、反対している。住環境を破壊する道路によって、誰がどのような利益を受けるのか？

回答：国や都は、渋滞の改善、利便性向上、安全性の向上、沿道環境改善、災害時の迂回機能確保などの大きな効果が見込まれるとしている。

質問：区長は一度だけ出席した地元町会との話し合いの席で、町会長の姿勢に理解を示した。しかし、区は話し合いの会を一方的に打ち切り地域住民の意見を無視している。区長は現状をどう認識し、区長としての責任をどう考えているのか？

回答：議論は平行線。双方の主張を併記してとりまとめた。今後は、必要に応じた情報提供を国等に求め、着実に事業が進められるよう求めていく。

<子宮頸がんワクチンについて>

質問：区内に副反応被害者がいる現実を踏まえ、勧奨中止だけでなく接種を一時見合わせるべきでは？

回答：子宮頸がんの約半数は、ワクチン接種で予防できると期待されている。勧告後も、希望者には接種機会の確保を図る。現状では、区が独自に予防接種を見合わせる状況にはない。

質問：任意接種での副反応被害者への救済制度には医薬品総合機構（PMDA）があるが、重い健康被害でなければ補償を受けられない。区内の副反応被害者に対しどのように対応するのか？

回答：任意接種の場合は医薬品医療機器総合機構（PMDA）と、区が加入した民間保険により救済する。副反応については現在、厚労省の副反応検討部会で検討中で、結果を踏まえて、適切に対応する。

質問：子宮頸がんは性感染症であり、予防のためにはリプロダクティブ・ヘルス・ライツすなわち国連が提唱した女性の「性と生殖に関する健康・権利」の視点での性教育を進めることが重要。ワクチンのリスク教育と性教育にどのような認識で取り組んでいくのか？

回答：ワクチンのリスク教育は実施していない。がんについては小・中学校で健康な生活と疾病の予防、日常生活との関連性や保健、医療機関の有効利用などの理解を深める指導をおこなっている。性教育は保健体育の学習、人権教育、男女平等教育の中で各学校で指導をしている。

質問：検診率をあげるための具体的な対策は？

回答：目標は50%だが昨年度は約20%だった。わかりやすい検診案内、無料クーポン券発行、個別勧奨を行っている。引き続き受診率向上に努める。

#### <在宅療養支援について>

質問：在宅療養推進会議で挙げられた在宅療養の課題解決に向け、具体的な進め方は？

回答：医療と介護の連携をはじめ、様々な課題の検討を進め、具体的な解決策となるモデル事業を実施する。

質問：今後一人暮らしの高齢者がさらに増える。在宅療養の要となるコーディネート機能について区の認識と具体的な取り組みは？

回答：様々な職種の関係者が一堂に会して事例検討を行う交流会を地域ごとに開催。ケアマネジャーや看護師、相談窓口職員を対象とした多職種共同研修の実施などでコーディネート機能の充実を図る。

#### <介護保険について>

質問：要支援者は生活困難を抱え、生活援助サービスによって生活が支えられている。要支援が介護保険制度から外れることを想定して、どんな影響があると考えるか？

回答：区では、要支援者認定約5千人の介護予防給付とは別に、地域支援事業を2万人に実施している。今年8月の国民会議では、介護保険給付と地域支援事業を統合し、再構築する方向性が示され、地域包括ケアの一翼を担う受け皿の整備が求められる。国の動向を踏まえ、第6期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の策定の中で適切な対応をする。

質問：要支援者の不安に対し具体的にどうするのか？

回答：制度改正にあたってはこれまでの事業を適切に実施してきた経験を踏まえ、現在要支援認定を受けている方々に対し、切れ目のないサービスの提供に努める。

#### <生活困窮者対策について>

質問：生活保護に至る前の支援また、生活保護から脱して自立生活を送れるようにするための生活困窮者支援の必要性をどのように認識し、何を課題としているのか？

回答：様々な支援策を組み合わせる実施し、生活保護に至らないようにすることが必要。

質問：生活困窮者対策については、対象者の存在が見えにくく、既存の機関、制度で対応できないケースが多い。潜在する支援を必要とする人たちをどう把握し想定するのか？

回答：総合福祉事務所の窓口での生活相談ケースを分析し、他自治体のモデル事業を参考にし、ネットワークが必要な関係機関との調整や、適切な把握のための仕組みづくりを行う。

質問：福祉部局だけでなく様々な施策で地域のセーフティネットを構築することが肝要だ。生活困窮者対策にはどのような体制で臨むのか？

回答：法施行予定の2015年度に向けて、庁内関係部署が連携する仕組みを構築する。

質問：複数の課題を抱える対象者には、一機関だけでは根本的な解決にはいたらないことが多く、既存の機関、制度では対応しきれないが、どのように考えているのか？

回答：区以外の多様な主体と連携し必要に応じて様々な自立支援策を組み合わせる支援を実施していくことが必要。連携主体をさらに把握し、関係づくりに努める。

質問：生活困窮者支援は一般就労になかなか結び付かないことも大きな課題となっている。ワークサポート練馬で実施している就労相談や、レインボーワークでの障がい者雇用促進の取り組みとの連携は？

回答：ワークサポート練馬を含むハローワークやレインボーワークとの連携をさらに強化し、求職者の状況と求人側のニーズとを的確に把握し、成果が上がるよう取り組む。

#### <保育所の待機児解消について>

質問：教育委員会における保育所入所不承諾処分に係る12件の審査請求では、どんな議論があったか？

回答：審査請求人や処分庁の主張を教育委員会が書面で審査した。6件は処分庁の不承諾処分に違法・不当な点がなく棄却、その他は申し立て期間を渡過し不適法請求として却下した。

質問：教育委員会の保育所の現状に対する認識や今後の対策は？

回答：入所需要は依然として高く、700人の定員拡大に取り組んでいる。2015年度に始まる「子ども・子育て支援新制度」に向け実施するニーズ調査で需要を把握し、国の「待機児童解消加速化プラン」を活用して早期解消を進める。

質問：認証保育所など認可外保育所の保育水準を維持向上のために区が行っていることは？

回答：運営費等への支援、区および都主催の保育研修の対象とし、参加を呼び掛けている。区立園長経験者による巡回指導をおこない、福祉サービス第三者評価の受審を奨励している。

質問：区は横浜市の待機児ゼロの取り組みをどのように認識しているか？

回答：大都市における待機児童対策として、注目すべき。参考にできるものは検討する。

質問：区は「待機児童解消加速化プラン」をどのように活用していくのか？

回答：参加すれば国の補助金が受けられ、国有地の活用や保育士資格の取得支援などにも取り組める。国から示された 19 事業中 10 事業に参加する。

質問：高架下の認証保育所はどのような安全基準を設けているのか？

回答：建築関係法令に従って安全確保を図っているところ。

< 区のエネルギー政策について >

質問：福島第一原発では汚染水漏れが深刻だ。区は事故後、原発もある程度は必要との認識だったが、このような状況でも必要と考えるのか？

回答：安定的確保や地球温暖化対策のため、当面はエネルギーのひとつとして必要。

質問：区は「エネルギー政策は国が決めるもの」と言い続け地域エネルギービジョンがない。地域にあったエネルギー政策を市民とともにつくるべきでは？

回答：「練馬区地球温暖化対策地域推進計画」で省エネと再生エネルギー利用を拡大していくこととした。「練馬区環境基本計画」に基づき、再生エネ導入への支援を継続する。

以上